

1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは何か？

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

(2) 市民参画条例における市民参画とは？

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

(3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方を軸として、条文の目新しさや制度の「先進性」とらわれることなく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本的事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列挙しており、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。



1 周南市市民参画条例について

(4) 市民参画条例の主な内容

第1条では、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、将来の地域社会の構築につなげていくこと、第4条では、市民の責務として、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とした参画を定めています。

第5条では、市の機関の責務として、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映、第6条で市民参画の対象施策を定め、第7条で市民参画の方法を定めています。

(5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例(案)」を作成しました。これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

制定経緯

条例制定に至るまで

- 平成17年 6月 周南市市民参画推進本部設置
- 平成17年 7月 周南市市民参画検討委員会設置
委員:20人 (うち公募市民4人、市職員5人)



- 平成18年 5月 中間報告発表
- 平成18年 5月 条例案パブリック・コメント実施
(5月15日~6月14日:13人53件意見提出)
- 平成18年 6月 市民参画フォーラム開催
(条例案の説明及び質疑応答:350人参加)



- 平成18年 9月 提言書提出
- 平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置
(各課所室等の長)
- 平成18年11月 市民参画システム部会設置
- 平成18年12月 第6回市議会において条例案可決
- 平成19年 4月 周南市市民参画条例 施行

1 周南市市民参画条例について

(6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

対象事業 市民参画の対象となる施策

第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画のパブリック・コメント、市民説明会、審議会等が該当します。

第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例制定などのパブリック・コメント、市民説明会等が該当します。

第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画などのパブリック・コメント、市民説明会、審議会等が該当します。

1 周南市市民参画条例について

第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。



第6条第3項に該当する案件は、全体の約5割を占めています。まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で市民参画の手法が活用されています。

第14条

市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。



こども議会をはじめとする新たな手法に取り組み、市民参画の推進をしています。また、市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度を運用しています。

(7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの
- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置しています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて、議論し、評価を行っています。

